

北広島市建設工事合併入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、同一又は近接する場所で、同一時期に行う必要がある複数の建設工事について、競争性・公平性を高めるとともに、円滑で適正な施工を行うことを目的として実施する複数の建設工事に係る競争入札を1件として行う入札（以下「合併入札」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(合併入札の対象工事)

第2条 合併入札の対象工事は、同一又は近接する場所で同一時期に行われる市長部局が発注する道路工事及び上下水道事業が発注する下水道管渠布設工事とし、設計金額が最も大きい工事を主体工事、他の工事を関連工事とする。

(実施の決定)

第3条 合併入札の実施は、北広島市契約事務審査委員会において決定する。

(設計金額の算出等)

第4条 合併入札における設計金額（以下「合併入札設計金額」という。）は、主体工事及び関連工事の設計金額の合計額とする。この場合において、諸経費を調整することが必要なときは、当該調整を行ったうえで設計金額を算出するものとする。

2 北広島市条件付一般競争入札実施要綱（平成24年3月29日北広島市長決裁）第2条第1項及び北広島市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成24年3月29日北広島市長決裁）第2条の規定の適用については、合併入札設計金額によるものとする。

3 合併入札における予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）は、主体工事及び関連工事の予定価格に相当する額の合計額とする。

4 合併入札における入札書の記載金額は、主体工事及び関連工事の合計額とし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない金額とする。

5 合併入札における予定価格調書は、主体工事の支出負担行為者が作成する。

(工事費内訳書)

第5条 合併入札にあたり、入札参加者は、主体工事及び関連工事それぞれの工事費内訳書とともに、内訳書合計表を提出するものとする。

(最低制限価格制度の適用等)

第6条 合併入札予定価格が1億5千万円未満の場合は、北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱（平成24年3月29日北広島市長決裁）の規定を適用する。この場合において、合併入札の最低制限価格は、主体工事及び関連工事の最低制限価格に相当する額の合計額とする。

2 合併入札予定価格が1億5千万円以上の場合は、北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（平成20年4月23日北広島市長決裁）の規定を適用する。この場合において、合併入札の調査基準価格は、主体工事及び関連工事の調査基準価格に相当する額の合計額とし、合併入札の失格判断基準の額は、主体工事及び関連工事の失格判断基準の額に相当する額の合計額とする。

（契約の締結）

第7条 契約は、主体工事及び関連工事それぞれ締結するものとする。

（契約金額の算出）

第8条 主体工事及び関連工事の契約金額は、合併入札の落札金額を主体工事及び関連工事の予定価格に相当する額に応じて案分した額に消費税等を加算した額とする。この場合において、案分した額の千円未満の端数は、主体工事に含めるものとする。

（現場代理人）

第9条 主体工事及び関連工事に配置する現場代理人について、同一の者が兼ねる場合は、主体工事及び関連工事を1件の工事とみなして、北広島市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領（平成24年3月29日北広島市会計室長決裁）第3条の規定を適用する。

（入札結果等の公表）

第10条 入札結果等の公表については、合併入札予定価格及び合併入札落札金額をもって行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、財務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。